

○建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

（平成二十五年十月二十九日）

（国土交通省告示第千五十七号）

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（平成七年建設省令第二十八号）第五条第一項第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、国土交通大臣が定める者を次のように定める。

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第五条第一項第二号（同規則附則第三条において準用する場合を含む。）の規定に基づき国土交通大臣が定める者を定める件

建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則（以下「規則」という。）第五条第一項第二号（規則附則第三条において準用する場合を含む。）の国土交通大臣が定める者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 一 規則第五条第一項第一号に規定する一級建築士、二級建築士又は木造建築士であつて、同号に規定する登録資格者講習と同等以上の内容を有すると国土交通大臣が認める講習を修了した者（建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第三条第一項、第三条の二第一項若しくは第三条の三第一項に規定する建築物又は同法第三条の二第三項（同法第三条の三第二項において準用する場合を含む。）の規定に基づく条例に規定する建築物について耐震診断を行わせる場合にあっては、それぞれ当該各条に規定する建築士に限る。）
- 二 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）による大学若しくはこれに相当する外国の学校において建築物の構造に関する科目その他の講習事務（規則第六条第一項に規定する講習事務をいう。以下この号において同じ。）に関する科目を担当する教授若しくは准教授の職にあり、若しくはこれらの職にあった者又は建築物の構造に関する科目その他の講習事務に関する科目の研究により博士の学位を授与された者
- 三 前各号と同等以上の知識及び経験を有すると国土交通大臣が認める者

附 則

この告示は、建築物の耐震改修の促進に関する法律の一部を改正する法律（平成二十五年法律第二十号）の施行の日（平成二十五年十一月二十五日）から施行する。